

日本スポーツ振興センターの手続きについて

1. 支払金額 1,500 円(500 点)以上から手続きができます。(処方箋も含む)

整形外科等の医療機関は 1,500 円(500 点)以上
接骨院は 5,000 円以上(保険外診療を除く)

2. ケガの治療中に新たなケガが発生した場合、新規の手続きが必要です。

治療中に新たなケガが発生した場合は、保健室まで申し出て下さい。

3. 初診日より 4 か月以内に、手続きをお願いします。

手続きが複雑になる可能性があります。早めの手続きをお願いします。

4. 保険外診療は、手続きできません。

保険が適応される治療であることをご確認ください。 ※ 特に歯科治療はご注意ください。

5. ひとり親家庭医療券・生保家庭医療券を使用した場合も手続きができます。

公費負担医療制度を利用した場合は、用紙『医療等の状況』の下欄に詳細の記入をお願いします。

- ・ ひとり親家庭医療券 → 1 割(0割)負担の場合
負担した 1 割(0割) + 1 割 = **2割(1割)が還付**
- ・ 生保家庭医療券 → 0割負担の場合
負担 0割 + 1 割 = **1割が還付**

6. 『高額療養状況の届出』の書類が必要です。 ※ 入院や手術をした際には、点数をご確認ください。

① 1 ヶ月の医療費が 70,000 円(7000 点) 以上の場合

- ・ 保護者記入。

② 1 ヶ月の医療費が 192,000 円(19,200 点) 以上の場合

- ・ 国民健康保険に加入 ⇒ 市区町村役場が発行する『所得課税証明書』を貼付。
- ・ 国民健康保険以外に加入 ⇒ 勤め先の事業所で『標準報酬月額等に関する証明』を記載。

8. よくある問い合わせ

Q. 給付金はいつごろ支払われますか？

A. 保健室に書類提出後、2～3カ月後に学校徴収金口座へ振込まれます。

振込まれる際には、企画調整室から家庭通知されます。

Q. 数カ月前のケガなのですが、手続きできますか？

A. 受傷(受診)後、2年間は申請ができます。(給付事由が生じた日から2年間請求可能)

ご不明な点は、保健室までお問い合わせ下さい。